

# 第3次助成・公募のご案内

# (募集要項)

# 「支える人を、支えます」

コロナ禍で困難な状況に置かれている人々を支援する活動を、資金面から支えようと設立された「ひょうご・ みんなで支え合い基金」。今回も市民の皆さまのご寄付を原資として、3回目の助成を行います。

コロナ禍で運営が厳しくなった NPO 活動も支援対象で、今回は**「2021 年度への遡及助成」**も設けました。 コロナ禍の中、ともに支え合う社会を一緒に作っていきましょう! たくさんのご応募をお待ちしています。

# 1. 趣 旨

「ひょうご ・みんなで支え合い基金」は、新型コロナウイルスの感染拡大により困っている人たち ~とりわけ、子ども、女性、外国人、障がい者、高齢者、若者、就労困難者など~ への支援活動を支えるために設立されました。

新型コロナウイルスは、社会のすべての人の暮らしに甚大な影響を及ぼしていますが、中でも普段から立場の弱かった方へのしわ寄せが大きくなり、それらの方々を支える市民や住民による支援活動もまた様々な困難を迎えています。

そのため本基金では、「新型コロナウイルスによって一層厳しい状況に追い込まれる人を支える市 民活動を、資金面で支える」、「支え合いの社会を作ってきた市民活動が、さらに継続、発展してい くようにその基盤を支える」ことを目的とした助成金の公募を行います。

# 2. 対象となる団体

兵庫県内で活動している市民活動団体・ボランティア団体・NPO/NGO、地域活動団体等

- ※メンバーが原則5名以上であること。
- ※団体の設立年は問いません。
- ※営利を目的とする事業は対象になりませんが、法人格は問いません。

#### |3.対象となる活動期間|

2022年4月1日(金)~2023年3月31日(金)

※2021年度の費用も対象になる場合があります。下記「5」をご覧ください。

#### 4. 対象となる事業

- 1) 新型コロナウイルスの影響を受けた人々や地域を支援するための事業
- 2) 地域で必要とされている事業で、新型コロナウイルスの影響により継続が困難になった事業 ※申請は1団体1件のみです。
  - ※以下の事業は対象となりません。
    - ① 営利目的の事業
    - ② 政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体の事業
    - ③ 反社会的勢力の支配下、またはその関係にある団体の事業
    - ④ 許認可、認証、および登録等を必要とする事業で、その許認可等を受けていないもの

### 5. 助成対象と、対象となる経費

助成対象は、①新規事業(2022年)のみの申請、②新規事業+遡及助成(2021年度)の申請、 **③遡及助成のみの申請**、の 3 種類です。(いずれも上限は 30 万円です)

1)新規助成(2022年度、事業助成)

対象経費は、申請事業に必要な印刷費、消耗品費、旅費、通信費、材料費、人件費、謝金、 家賃などの経費。コロナで対応しなければならない特別な出費(例、オンライン化の経費や 感染防止の対策費等)も対象になります。

※ただし、人件費・謝金、家賃等は助成金額の**最大 2/3 まで**とします。

2) 遡及助成(2021年度の費用への助成)

コロナ禍によって事業が中止・縮小などとなり、費用だけが発生し収入がなく(または縮小 し)、そのため団体の運営が危機に陥っている場合は、2021 年度に使った費用への助成も 申請できます。

- ア) 単純な費用補填ではなく、2022 年度以降の活動をしっかり進めていくための支援 です。2022 年度に何らかの事業を行うことが申請条件となります。
- イ) 費用の使途(費目) は問いませんが、中止などになった事業に直接かかった経費の みを対象とします。(報告時に領収証が必要です)

#### 6. 助成金額と分野

1) 助成金額: 5万円~30万円(上限)

※助成比率(自己資金の率)は問いません。

※助成総額は約500万円(以上)を予定しています。

2) 分野について: 分野は限定しません

子どもの医療関連の支援

※ただし、下記の分野指定寄付があり、これについては分野限定の予算枠があります。

若者支援、若者による活動の支援 85 万円 ・・・・アイクラフトひょうご若者応援基金

一般(対象の限定なし) 約 400 万円

#### 「アイクラフトひょうご若者応援基金」

アイクラフト株式会社(神戸市中央区)が若者への支援として拠出された資金により創設された 基金です。「若者への支援」「若者による活動の支援」の両方を対象とします。

13 万円 ····ASAHI·MITSUHASHI 基金(朝日ゴルフ(株))

#### 「ASAHI-MITSUHASHI 基金」

朝日ゴルフ株式会社(神戸市須磨区)が、健康増進商品の売上の一部を子どもの医療関連活動へ の支援として提供いただいた基金です。

#### 7. 応募締切、申請書類提出先

■ 応募締切: 3月11日(金)締切(必着)

■ 申請書類提出先: hyogo@communityfund.jp

※メール申請できない場合や、添付書類などは郵送でも受け付けます。

郵送受付先: 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル3階

※申請受付後2営業日以内に確認メールをお送りしますので、必ずご確認ください。

#### 8. 申請書類

■ 申請に当たっては、次の書類をご提出ください。

#### 【必須書類】

- ① 申請書 (所定の様式)
- ② 団体概要資料 (下記 a~d の四点)
  - a. 団体の規約または定款
  - b. 役員名簿
  - c. 直近の事業報告および収支報告書
  - d. 最新の事業計画および収支予算書
  - \*これらの書類がない場合はそれに準ずるもの(ご相談ください)

#### 【任意書類】

その他、パンフレットや活動チラシ、掲載新聞記事など、運営状況がわかる資料

※申請書は基金のサイト (<a href="https://hyogo.communityfund.jp/sasaeai/">https://hyogo.communityfund.jp/sasaeai/</a>) からダウンロード頂くかメール、電話でご請求ください。(「14. お問い合せ先」を参照)

#### |9.オンライン説明会、個別相談について|

◆日 時; ①2月10日(木) 18:30~19:30 ②2月16日(水) 14:00~15:00 ③2月18日(金) 18:30~19:30 ④2月22日(火) 18:30~19:30

◆申込み; hyogo@communityfund.jp まで「説明会参加希望」としてメールでお申し込みください (zoom アドレスをご案内します)。

※財団事務局でも個別の相談に応じます(メール・電話・zoom)。事前のご予約が必要です。

#### 10. 選考について

選考委員会において選考(2022年4月前半を予定)します。

※必要に応じて内容についてお問い合わせをすることがあります

#### 【選考基準】

- a) 本助成の趣旨に合致しているか
- b) 支援対象となる人や地域のニーズ・実情を把握し、それに基づいて計画を立てているか
- c) その支援や活動の社会的・地域的な必要性が高いと思われるか
- d) 事業の実現性が見込めるか
- e) 本助成金による支援の必要性・有効性が高いか

#### 11. 決定通知と助成金の支払い

選考結果は、2022年4月中旬に文書にて通知いたします。

助成金は、2022年4月下旬をめどに支払います。

※詳細は、決定通知と共にお知らせいたします

#### 12. 報告と情報発信について

- ・事業終了後または、助成対象期間終了後2ヶ月以内に「報告書」(所定の様式)をご提出ください。
- ・助成対象期間中または後に、寄付者への報告会等を開催することを予定していますので、ご協力 をお願いします。
- ・この助成は、「支え合い」の趣旨で市民・団体から寄付をいただいて実施しています。助成を受けた活動について、ホームページや SNS 等で積極的に発信していただけると幸いです。

## 13. 注意事項

次のような場合は、助成金の交付を中止し、返還を求める場合があります。

- ① 申請事業が全く実施されていない場合や、途中で中止された場合。
- ② 助成金の使途が申請案件以外である場合や、不明であることが判明した場合。
- ③ 助成金が不正な利益の所得や供与に使用されるという疑義が持たれた場合。

#### 14. お問い合わせ先

# 公益財団法人 ひょうごコミュニティ財団

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎(アキマイ)ビル 3 階 TEL:078-380-3400(月~金 /10:00~17:00) FAX:078-367-3337

E-mail:hyogo@communityfund.jp(担当:奥田、実吉、永田)

HP: https://hyogo.communityfund.jp/

https://hyogo.communityfund.jp/sasaeai/ (支え合い基金)

# ご寄付のお願い

<第3次助成へのご寄付の締切:3月31日まで>

「ひょうご・みんなで支え合い基金」は市民の皆さまのご寄付により運営されています。 『コロナ禍の中の市民の支え合い』を、ぜひあなたも応援してください!!

# 【ご寄付の使われ方】

「ひょうご・みんなで支え合い基金」の第3次助成の原資として使われます。

※事務費:募金活動、助成活動、広報活動等の事務費に寄付額の最大 15%を充てさせていただきます。

#### 【寄付控除について】

本基金へのご寄付は、公益財団法人ひょうごコミュニティ財団への寄付として**税制優遇の対象**となります。 税額控除により、最大で寄付金の約50%が税控除されます(ご希望により所得控除も選べます)。

#### 【ご寄付の方法】

- ●クレジットカード
- ●銀行振込(みなと銀行)



下記サイト『寄付するには』 をご覧ください。 https://hyogo.communityfund.jp/sasaeai/

ひょうご・みんなで支え合い基金

給壶

## ●郵便振替(ゆうちょ銀行)

記号:00920-4 番号:129316

名義 : ザイ) ヒョウゴコミュニティザイダン ※通信欄に「支え合い基金」とご記入ください。

#### ●現金書留

〒650-0022 神戸市中央区元町通 6-7-9 秋毎ビル 3 階 ひょうごコミュニティ財団 「ひょうご・みんなで支え合い基金」係

